

日時・場所	平成28年10月24日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長(途中退席)、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・ 昨日の市長選挙においては、市民の皆さんの信任を得て当選することができた。これまでどおり、情報開示を進めることで透明性を保ちつつ、公平・公正で力強いまちづくりを進めていくので、共に取り組んでほしい。これまで取り組んできたハード面での基盤整備を前提に、子育て支援、高齢者支援、介護施策、若者の活躍、女性参画等様々なソフト面の行政サービスを一層充実させ、伸ばしていく。

2. 報告事項

① 市長初登庁について

[所管: 総務部]

平成28年10月31日(月)午前8時25分より、市役所玄関前にて3期目の初登庁となる山仲市長を出迎える。8時35分から本館3階第1委員会室にて市長訓示、9時から臨時記者会見を予定している。

② 平成28年第4回野洲市議会臨時会提出議案(案)について

[所管: 総務部]

専決処分1件、補正予算1件、人事案件4件を提出する。

3. 協議事項

① (仮称)野洲市民病院運営評価委員会(11月1日)の協議事項について

[所管: 政策調整部]

(1) 本委員会での専門部会の設置と部会員の選出について

(仮称)野洲市民病院運営評価委員会における基本設計業務及び運営、経営システムの構築業務等について、より専門的な見地から、効率的かつ効果的に検討・調査を行うため、専門部会を設置する。

(2) 基本設計 ブロックプランの検討素案について

ブロックプランは、今後の基本設計のベースになる各部門の配置、スペース、機能、動線(患者、スタッフ等)、大型医療機器・設備・備品を考慮した建物のレイアウト等、骨格部分を示すもの。年内にまとめ、単線図(各フロアにおける室数、面積、動線等)や設備配置についても検討し、来年1月の評価委員会、2月の市民説明会を経て、3月以降基本設計図書を作成していく。

→医療スタッフの視点と患者の視点を踏まえて総合的に整理すること。相反する場合は、根拠を明確にした上で整理すること。

→将来的には、駅から直接、2階を通じて病院に入ることができるよう、その検討に向け、JRと情報共有をしておくこと。

(3) 「基本計画精査」以降の検討内容について

更に精査した結果、以下のとおり、具体化した課題と対策案について整理したので協議願う。

① 新病院の開院方式について(二段階方式)

新病院で実際に働く各部門のスタッフが諸般の開院準備等を円滑に執行・遂行できるよう、必要な時期(新病院開院の概ね1年前の平成31年7月を想定)に、現野洲病院を期間限定の市立病院として条例に位置付け、先に「移転元の病院」として市立病院化する、いわゆる「二段階方式」による開院方式を提案する。その際、職員は原則として新病院の職員予定者で構成する。

② 御上会野洲病院からの資産等承継の方法等について

○医療機能の承継方法は、野洲病院の資産等を市立病院が受け継ぐ「事業譲渡」という契約手続きを市と野洲病院との間で行う。

○承継する資産等の範囲は、資産や負債等を全部一括で譲渡を受ける「包括承継」とする。

○承継する資産等の対価は「無償譲渡」とする。

○野洲病院の資産・負債は市が承継し、必要な資産は精査の上、病院事業へ出資等として引き渡す。

○負債のうち、市の債権は条例等に基づき放棄することを検討する。

○野洲病院の権利義務は、二段階方式の第一段階における開設者変更により一切を引き継ぐ。

③ (病院)駐車場の整備方法について

これまで、駅前立体駐車場は病院事業ではない別事業で整備することとしていたが、新病院という公共施設の一部として位置付け、病院事業で整備する方法を提案する。

→上記提案に至った経過は明確に整理しておくこと。

(4) 上記提案による病院事業収支及び一般会計への影響について

収益的収支は、駐車場整備費が増加したことにより病院事業損益は減少するものの、これまでどおり、8年

目以降黒字である。

資金繰りの状況を示す資金余剰は、野洲病院から資産である現金を承継し、平成31年度の資金余剰に約290百万円が追加されるため、「開院2年目から黒字」から「開院後から黒字」となる。

→全体的にもう少し分かりやすくポイントを整理した資料を作成すること。

→新病院整備計画があることで、滋賀医大からの支援を受けられたり、現野洲病院のスタッフの士気が高まったりし、その結果、現野洲病院の業績が上向いてきた点を明確に整理しておくこと。

→立地適正化計画に係る社会資本整備総合交付金を病院整備費に充てられる点も明確にしておくこと。

(5) (仮称)野洲市民病院の正式名称について

(仮称)野洲市民病院の名称を条例提案するにあたり、市民に親しまれ信頼される新病院にふさわしい名称を市民参画の上で検討するため募集した。「野洲市民病院」「野洲市地域医療センター」「近江富士病院」の上位3案を候補とし、検討する。

② 「野洲市病院事業の設置等に関する条例」について

[所管： 政策調整部]

(仮称)野洲市民病院整備事業は、次年度以降、実施設計及び建設工事に着手する予定であり、その財源として地方債を発行するため、地方公営企業法が適用される病院事業を設置する必要があり、本条例の制定を提案する。病院事業を地方公営企業として設置する趣旨のほか、経営の基本に関する方針、予定する経営規模である診療科目や病床数等について規定する。なお、平成32年10月に開院予定の新病院の状態について本則で規定することとし、それまでの間の病院事業の設置等、管理者、法の適用及び組織等に関する経過措置については、付則で規定する。施行日は平成29年4月1日。ただし、法の適用及び組織については平成30年4月1日から施行する。

→診療科目はこれまで検討していただき、了承を得たため、本条例で明確に定める。ただ、詳細な派生的診療科目は、今後、基本設計や実施設計を検討する過程において検討する予定である旨、説明をすること。

4. その他伝達事項

- ・鳥取県中部で発生した地震に関して、市町村広域災害ネットワークに参加している自治体に被害はなかった。なお、現時点で現地から具体的な支援要請はない。

5. 次回部長会議

10月31日(月) 10時15分～ 庁議室